慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	ブリューニンク政権における財政政策の指導
Sub Title	Die Leitung der Finanzpolitik in der Ära Brüning
Author	大島, 通義
Publisher	慶應義塾経済学会
Publication year	1970
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.63, No.2 (1970. 2) ,p.127(15)- 147(35)
JaLC DOI	10.14991/001.19700201-0015
Abstract	
Notes	高木寿一教授退任記念特集号 論説
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19700201-0015

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

つ有力な勢力（interests）にとって直接的な利得の源泉であること，すべてそれらの人々にとって帝国主義が経費増大の主要手段であることは，充分に認識さるべきだと云って決して過言ではない（pp. 94—95 参照）。……帝国主義の経済的根元（economic roots）は，強力に組織された工業者・金融業者が，国家経費と国家権力によって，彼らの余剰商品と余剰資本のために，私的市場を獲得し発展させようとする願望である。戦争・軍国主義・積極的対外政策は，この目的のための必要な手段である。この政策は必ず国家経費の大きい増加を伴う（p. 106 参照）。

J.S.ミルの「経済学原理」（第7版 1871年）の緒論の最初の章句に「In every department of human affairs, Practice long precedes science」と書かれているが，このことはミル自身の解釈にも当てはまるということを感ずる。ミルの解釈においても，現実の事実の進展とその必然的な発展傾向の結果に関する意識（判断）が欠けていた一例を示していると思う。

ブリューニンク政権における財政政策の指導

大　島　通　義

〔I〕序　　論

ヴァイマル共和制末期のドイツ・ライヒの首相としてブリューニンク Heinrich Brüning が，蔵相ディートリッヒ Hermann Robert Dietrich やライヒ銀行総裁ルター Hans Luther と共に財政運営の衝にあたったのは，1930年3月末より32年5月末までの2年2ケ月の期間であった。この時期は，大恐慌期の財政の推移のなかで，あるいはまた，ドイツ現代財政史の全過程において極めて重要な一齣をなし，それ故，今日まで多くの論究がこれに向けられてきている。(1)

先に明らかにしたミュラー Hermann Müller 政権下での財政過程の研究(2)に続いて，大恐慌期におけるドイツ財政過程研究の一環として，ブリューニンク政権下での財政過程をこれから取上げるわけであるが，それについて本稿の課題とするところをあらかじめ限定して明らかにしておきたい。

現代財政が一つの「過程」的な現象として把握されるであろうこと，従って，現代財政史の研究を「財政過程」の分析として展開することが可能であり，ここに私の意図があることは，すでに別の機会に述べたとおりである。(3) ブリューニンク政権のもとでの財政過程を取上げるに際して，とりあえず本稿で主眼目とされるのは，権力核における財政上の状況認識，撰択および決定作成の局面を明らかにすることである。権力核に位置するのは，この場合まずもってブリューニンク政権であり，さらに加えて，これに近い距離にあって決定作成に参加する諸主体（個人乃至集団）である。これらは，財政政策上の課題を提示し，財政に関する認識を媒介として，この課題の実現に必要な手段を特定化し，決定作成をおこなう。財政過程における運動の一方の極には，権力核における諸主体のこのような行動，言葉を換えていえば，財政上のリーダーシップ過程があり，他方の極には，

注（1） 最近の研究動向については，別の機会に紹介を試みたので，参照されたい。大島通義「世界恐慌期におけるドイツの財政過程に関する戦後の研究動向」，『三田学会雑誌』61巻11号（1968年11月）77頁以下。

（2） 大島「大恐慌初期におけるドイツの財政過程」，慶応義塾経済学会『経済学年報』12号（1969年3月）293頁以下。

（3） 大島『世界恐慌期におけるドイツの財政過程』分析・序説」，『三田学会雑誌』59巻12号（1967年12月）1頁以下。

これに対応して展開される社会諸集団の反発や同調，採用された財政政策の作用から生ずる経済的諸量の変動，要するに財政の社会・経済過程がある。本稿で取扱うのは前者，つまり，ブリューニング政権における財政上のリーダーシップ過程であり，後者の問題については，次の機会に論ずることとする。

なお，本稿で論究の対象とする時期は，ブリューニング政権成立以後，1931年12月，第4次大統領令が公布される時点までに限定される。1930年春以後，恐慌の作用は日を追って深刻なものとなり，翌年7月には信用恐慌が発生し，同年9月にはイギリスの金本位制離脱に遭い，その間度重ねて打出されてきた大統領令による恐慌対策としての財政・経済政策は，事態の進行に追いつけぬままにその酷しさを加えて，この第4次大統領令によっていわばその最頂点に達する。これが一応の区切りになって，1932年に入ってからの財政運営は，これまでの政策からの転換への模索として特徴づけられるものとなってゆく。ブリューニング政権は，この転換を自らの手では実現しえずに32年5月末失脚するに至るのであるが，この局面については，あらためて別の機会に考察することとした。

要するに，ブリューニング政権下における財政過程を，1931年末までの時期について，同政権の財政上のリーダーシップの局面を中心に考察すること，これが本稿での課題である。

〔II〕 1930年9月選挙以前

一般に，ある時期の財政を特徴づけるのに，蔵相ならぬ首相の名をこれに冠するのは，一見奇異の感をまぬがれないであろう。しかし，ブリューニング政権の場合，それは必ずしも誤りではない。ただし，一層正確には，ブリューニング・ディートリッヒ財政と呼ぶべきであろう。

ブリューニングは，1924年以来中央党所属のライヒ議会議員として，また同党国会議員団長(1929年)としての活動において，党の内外から財政・経済問題の専門家として評価されていた。[(4)] ヴァイマル体制を支えてきた政治エリートが次第にその数を減じつつあったこの時期に，しかも，ミュラー内閣が財政政策上の決定不能の故に辞任せざるをえなかったその直後に，政治エリートのなかから彼が選ばれて政権を担当することとなったのも，その一端を彼のこの面での資質に負っているように思われる。[(5)] 事実，ブリューニング政権の政治指導全般のなかで財政問題の占める比重は大きく，その決定乃至処理にあたってブリューニングが支配的な役割を演じていたことは，閣議議事

注(4) Schütz, Werner, „Ein Appell an die Vernunft," in: *Heinrich Brüning. Ein deutscher Staatsmann in Urteil der Zeit*, hrsg. v. Wilhelm Vernekohl, 1961, S. 23; Luther, Hans, *Vor dem Abgrund. 1930～1933. Reichsbankpräsident in Krisenzeiten*, Berlin (o. J.), S. 116 sq..

(5) Morsey, Rudolf, „Neue Quellen zur Vorgeschichte der Reichskanzlerschaft Brünings," in: *Staat, Wirtschaft und Politik in der Weimarer Republik. Festschrift für Heinrich Brüning*, hrsg. v. Ferdinand A. Hermens und Theodor Schieder, Berlin 1967, S. 207 sq..

録から明瞭に読みとれるところである。ディートリッヒ（ドイツ民主党，後にドイツ国家党に所属）は，このブリューニング政権において，財政問題の担当相として大きな権威を持ち，[(6)] 閣内で「第二の人物」[(7)] と認められ，事実，副首相の地位にあった。このような関係からして，ブリューニング政権における財政政策の指導者としてこの二人をあげることが許されるであろう。なお，さらに付け加えていうならば，これらへの共働者として，中央党出身の労働相シュテッガーヴァルト Adam Steggerwald[(8)] とライヒ銀行総裁ルターをあげることができるであろう。ことに，ルターは，その前任者シャハト Hjalmar Schacht のミュラー政権との関係とは異なって，ブリューニング政権との密接な関係のもとに中央銀行政策を営み，また，同政権内部での政策形成に参与していたのである。[(9)]

ところで，このブリューニング財政を，1930年9月のライヒ議会選挙までを一つの区切りとして見ようとするのは，この選挙の結果が破局的と云われた程の政治的・経済的な変動をもたらし，ブリューニング財政の路線にもこれを境として一定の変化が認められるからである。詳しくは後に述べることとして，議会における政党の勢力配置からすれば，ナツィと共産党が大幅にその議席を増加させ，また，これが契機となって急激な短期外資の流出もしくは資本の逃避が生じたのである。同年春以後，失業は増大し，恐慌現象は次第に本格的な展開を示し始めていたとはいえ，9月選挙の以前と以後では，ブリューニング政権は異なった状況に直面していた，といってよいであろう。

成立した当初のブリューニング政権は，1930年度予算について予想される歳入不足をいかに補塡するかという問題をかかえていた。これは，ミュラー政権の末期以来未解決のままに残されていたことであり，さしあたってブリューニング政権は，議会の同意を調達することに成功して，4月中旬，消費課税を中心とした約5億マルクの増税法案を成立させた。

しかし，その約1ケ月後，早くも，この措置が予算の均衡を保つのに十分でないことが明らかとなった。税収の停滞と，失業者の増加にともなう失業保険赤字の増大とが，政府の予測を上廻るものとなったからである。当時の蔵相モルデンハウアー Paul Moldenhauer は，政府案として，7.4

注(6) Saldern, Adelheid v., *Hermann Dietrich. Ein Staatsmann der Weimarer Republik*, Schriften des Bundesarchivs 13, Boppard am Rhein 1966, S. 135.

(7) Luther, H., *op. cit.*, S. 147.

(8) 当時の官房長官ピュンダー Hermann Pünder は，先の二者にシュテッガーヴァルトを加えて，「三頭政治」と呼んでいる。Pünder, H., *Politik in der Reichskanzlei. Aufzeichnungen aus den Jahren 1929～1933*, hrsg. v. Thilo Vogelsang, Stuttgart 1961, S. 98.

(9) Luther, H., *op. cit.*, S. 239 sq.. なお，通貨・財政問題についてのライヒ銀行と政府代表（州を含む）との意見交換（いわゆる Reichsbank-Kuratorium）が，シャハト総裁の時代にはほぼ定期的におこなわれていたのに対して，ルターの総裁就任後は1930年7月に一度おこなわれたのみで，その後はブリューニング政権の期間中開催されなかった。そのかわりに，ルターが閣議に頻繁に出席するようになり，財政・金融上の重要な政策決定は彼の列席のもとでおこなわれた。Reichsbank-Kuratorium 自体は，パーペン政権になってから，閣議にルターが参加しなくなった状況のもとで，ルターの側からその開催を要求したのに対して，政府は事実上これを拒否して，開催されないままに終った。Bundesarchiv (BA), R 43 I/636 u. 637 所収の記録による。

億マルクの歳入不足をおぎなうために，失業保険料率の4.5%への引上げ，失業保険給付の削減，取引税・タバコ税の増徴，定額給与所得者への緊急犠牲 Notopfer の賦課を提案したが，ことに失業保険料率の引上げは，彼の所属政党である人民党の強硬な反対に遭い，モルデンハウアーは6月20日に蔵相を辞任，これにともなってその提案も撤回された。

新たに蔵相に就任したディートリッヒのもとで，7月初，次のような政府案が議会に提起された。この場合，歳入不足額として4.9億マルクが想定され，このうち約3.5億マルクを，高所得層に対する所得税付加税，独身者税，公務員緊急犠牲等の導入によって調達することとした。この提案をめぐって諸政党の利害は対立し，公務員緊急犠牲を削除するなどの妥協案が諸党間で形成されるに至り，歳入不足調達の目的が達しがたいとみたブリューニングは，通常の立法手続によるその実現を断念して，7月16日，憲法48条の規定にもとづき，ライヒ大統領の非常大権により大統領令としてこれを公布する道を撰んだのである。これに対して，ライヒ議会は18日，憲法の規定に従って16日付の大統領令を議決に付して，これを否決。ブリューニング政権は，同日付でライヒ議会を解散すると同時に，26日，先の大統領令に若干の修正を加えたものを再び大統領令として公布した。[10]

これが，最初の大統領令公布にいたる経過の概要である。最初のモルデンハウアーの提案から，7月16日付の大統領令，さらに26日付のそれへと政府提案を修正していったのは，最初の案で失なった人民党の支持を次には取戻そうとし，これによってそこでは社会民主党の支持を失ない，さらにこれをあらためて取戻そうとするブリューニング政権の志向にもとづくものであった。[11] そして，自らの背後に確固とした多数派与党を持たないこの政権が，収支の均衡した予算の実現を最早これ以上遷延することはできないと判断したとき，撰択せざるをえなかったのが，議会の解散という手段であった。[12] この場合，予算の均衡をどのような方法で達成するかは，諸政党の支持乃至寛容の調達の可否との関係で考えられていたのであって，それ以外に特定の原則があったわけではない，と考えてよいであろう。方法や手段はともあれ予算が均衡していること，ブリューニング政権にとって欠くことをえないのは，この点であった。[13] ブリューニングが「自由主義的な思考に深くとらわれていた」[14]ことはたしかであるが，その指摘のみをもってしてはつくしえぬものがここにはある，といわねばなるまい。

注(10) Pistorius, Theodor v., „Die Entwicklung der Reichsfinanzen und das deutsche Wirtschafts- und Finanzelend", in: *Finanzarchiv*, 48. Jg. (1931), S. 43～54. なお，7月26日付の大統領令は，正確には，「財政・経済・社会の危機除去のためのライヒ大統領令」と呼ばれる。1930年度予算も，これによって公布された。詳細は，*Reichsgesetzblatt*, 1930, Teil I, Nr. 31 参照。

(11) Helbich, Wolfgang J., *Die Reparationen in der Ära Brüning*, Berlin 1962, S. 31～2.

(12) Brüning, Heinrich, „Wie Hitler die Macht eroberte," in: *Heinrich Brüning. Reden und Aufsätze eines deutschen*, Staatsmanns, hrsg. v. W. Vernekohl, 1968, S. 245～6.

(13) Helbich, W. J., *op. cit.*, S. 32.

(14) Kroll, Gerhard, *Von der Weltwirtschaftskrise zur Staatskonjunktur*, Berlin 1958, S. 363.

この場合，ブリューニング政権をして均衡予算の実現に高い価値をあたえさせた一つの要因として，ブリューニングやディートリッヒらの，1920年代後半に一般化した利益政治的な財政運営に対する批判をあげることができるであろう。それは，20年代の後半に，資本家集団や労働組合を中心とした社会の諸集団の個別的利益への考慮をもっぱらとして歳出の増額や減税がはかられてきたことへの批判であった。資本家集団の個別利害に固着する人民党と，労働組合の代弁者たる社会民主党という両翼の政党の間の緊張が増大しつつある状況のもとでは，後に述べるヤング賠償協定の成立に対処しうる予算政策の形成は不可能に近いという危機意識が，1930年初頭のヤング案批准審議における中央党政治家ブリューニングを支えていた。[15] 事実，両翼政党の大勢を支配した党派型行動は，まず29年12月末にヒルファディング Rudolf Hilferding を，その半年後にはモルデンハウアーをして蔵相辞任の止むなきにいたらしめた。すでに指摘したように，この両者の財政政策指導は超党派的な性格を示して，その所属政党の志向と相容れなかったのである。[16] 1930年7月18日，大統領令を審議したライヒ議会での演説を，ディートリッヒは次の言葉で結んだ。

「諸君，終止符を打つべきものは，かの利益政治である。もって国家的な政治をなしうるところの営為を不可能にするのが，この利益政治なのだ。我々ドイツ人が，利益追求の衆愚となるか，国家を担う国民となるか，この撰択こそが，いままさに問われているのである。[17]」

この言明は，両前任者の挫折のあとをうけた新蔵相として，ディートリッヒがその財政指導をどのような理念で裏づけようとしていたかを明示するものにほかならない。

ブリューニングやディートリッヒが，その任務や政策がおよそ俗受けのしないものであることをみずから認めながら，[18] しかもこれを敢えてするというその行動の底には，このような理念が働いていたはずである。さらに，個別的利益の追求に代えて国家的利益の擁護を！ というこの要請は，ブリューニング政権の恐慌対策が時の経過と共にその酷しさを加えて，たとえば公務員給与を削減し，課税の一層の強化をはかってゆくに際して，個別の階層あるいは集団はみずからに課せられた犠牲を国家的利益の故に甘受すべきであるという要請[19]へと，展開されてゆくのを見ることができる。それは，恐慌対策の遂行が不可欠とした象徴操作の一側面をなすものであった。

次に，ブリューニング政権をして予算の均衡達成に大きな価値をあたえさせた要因の他のものとして，賠償政策上の考慮をあげねばならない。この点において，ヘルビッヒ Wolfgang J. Helbich

注(15) Brüning, H., „Weg, Ziel und Erfolg der Zentrumspolitik," in: *Heinrich Brüning. Reden und Aufsätze*……, S. 27～8.

(16) 大島「大恐慌初期におけるドイツの財政過程」，344～5頁参照。

(17) 1930年7月18日の，ライヒ議会第204回本会議における演説。in: BA, *Nachlaß Hermann R. Dietrich*, Nr. 9, Bd. II, S. 104.

(18) Brüning, H., „Im Kampf um die Sanierung", in: *Heinrich Brüning. Reden und Aufsätze*……, S. 58～9; Saldern, A. v., *op. cit.*, S. 100.

(19) Brüning, H., „Keine Reparationen mehr", in *Heinrich Brüning. Reden und Aufsätze*……, S. 81～2.

の次の指摘は正鵠を射たものといえよう。「財政改革は，中央党政治家として，またライヒ首相としてのブリューニングにとって，単に内政や財政政策上の問題たるに止まるものではなかった。彼は財政改革のうちに，とりわけて，避けがたい外交政策上の必要——ヤング案採択の帰結を見たのである。」[20] ただし，ヘルビッヒが，9月選挙の以前と以後とについて全く相違を認めないとすれば，これに対しては若干の留保が必要である，と思われる。賠償政策上の考慮は，たしかにブリューニング政権の全時期を通じて支配的な役割を演じたとしても，これを財政面においてどのように特定化して政策形成に結びつけていったかは，9月選挙の前と後とで異なるものがあった，と考えられるからである。[21]

ブリューニングが賠償問題と財政政策とを密接に関連させてとらえていたことは，ヤング案批准審議の過程での，中央党国会議員団長としての彼の行動から明らかである。ヤング案に中央党が賛成票を投ずることの条件として，30年度予算を経常財源によって均衡させる措置の立法を要求した，いわゆる付帯法案の提案は，この点で特徴的である。[22] そして，ヤング案批准の約半月後に，しかも，財政措置についてはなんらの合意も成立しないままに政権を担当することとなったブリューニングは，組閣後最初の議会での政府声明において次のように述べている。

「この内閣は，一般の見解に従ってライヒにとって死活とされる諸課題をもっとも短時日の間に解決するという目的をもって，形成された。……ヤング案をめぐる長期間の交渉の結果いまだなお完了していない財政・経済上の諸措置は，ただちに実行されねばならない。財政および国庫の状態の健全化，困難な財政事情のもとにある州および地方への援助は緊急を要する。財政および国庫状態を急速に秩序あるものとすることなしには，経済の負担のさし迫って必要な軽減の保証や失業の緩和はありえない。」[23]

これに端を発するいわゆる財政健全化の指向の経緯はすでに概観したとおりである。

この場合，ブリューニングの政策論は，次のような考え方からなりたつものであった。

第一に，今や法律としての有効性を持つにいたったヤング賠償協定は，実質的に，ライヒ財政の健全化を強いるものである。ことに，ドーズ賠償協定における送金保護規定が撤廃されて，支払猶予制度に代えられたことによって，財政健全化の必要は一層強められた。第二に，ヤング案がドイツにとって満足しうるものではないとしても，これを受容れざるをえないのは，その批准なしには，国の内外よりの借入は実現せず，これを拒否すれば，資本の流出が生じて，ドイツ経済は廃墟と化すであろうからである。第三に，ドイツ経済の目下の困難は十分な資本を調達しえないことによる。従って，この困難を克服するためには，ヤング案を受容れ，これを履行しうる堅実な財政をいとな

注(20) Helbich, W. J., *op. cit.*, S. 32.
(21) ヘルビッヒの場合，この相違は否定されないとしても，明確には指摘されていない。*Ibid.*, S. 35.
(22) 大島「大恐慌初期におけるドイツの財政過程」，357～8頁参照。
(23) *Frankfurter Zeitung*, Nr. 247 vom 2. 4. 1930.

むという政治的意志を内外に明示することが必要である。要するに，「ライヒ，州および地方の財政の健全化なしには，経済の恢復はありえない。」[24] このかぎりにおいて，賠償政策上の考慮が財政政策の形成を支配していた，ということができるであろう。

ブリューニングが中央党の指導者としてかの付帯法案の提案をしたとき，それによって，ドイツが全面的にはヤング案に賛意を表しているのではないことを示すことによって，将来におけるその改訂要求の意図を秘めていた，とみることもできる。また，予算の均衡を実現し維持しつづけることによって，将来の改訂交渉におけるドイツの交渉能力を，1929年の，財政赤字をかかえながらのパリ交渉におけるのとは異なって，強いものにしようとする意図が，この時期の財政政策の背後にあったのかもしれない。しかし，こうした改訂への意図が政策形成のなかで役割を演ずるようになるのは，後に見るように，30年秋，あるいは，31年初より後のことであって，この時期においては，ヤング賠償協定の成立という新たな事態に立脚して，この協定によって生じうる危険を回避し，経済恢復の緒をつかむために，財政の健全化をはかる，というのが，ブリューニング財政の基本的構想であった，と考えるべきであろう。

事実，この時期の閣議での討論内容を見るならば，賠償問題は，おそらく全くといってよいほどに，論議の対象とされていない。[25] むしろ，閣議議事録の内容において注目をひくのは，5月から7月にかけて，頻繁に雇用創出政策の立案・検討が議題とされていることである。その主な内容は，ライヒの鉄道と郵便事業の発注増加によって失業労働力の吸収をはかること，および，そのための資金調達の方法などであった。この際特徴的なのは次の点である。第一に，雇用創出のための事業計画は「生産的」なものに限定することが基調とされ，たとえば，後にヒトラー政権のもとで実現された自動車専用道路 Autobahn の原案が，通行料徴収による自償的公共事業としてこの基準に合致するか否かが検討されている。[26] 第二に，この計画のための資金は外債の発行により調達することが意図され，その点で，この年の初頃から提起されていた社会民主党およびその系列の労働組合の要求[27]の構想と軌を一にするものであり，しかも，ブリューニング政権にあっては，この外資による資金調達の可否は，ライヒ財政における均衡の達成と維持に依存するものとして把握されている。[28] この雇用創出計画の実行機関として設立されたのがドイツ公共事業会社 Deutsche Gesellschaft für öffentliche Arbeiten AG であるが，[29] これへの政府保証提供に関するライヒ蔵相への授権は，先の

注(24) Brüning, H., „Weg, Ziel und Erfolg der Zentrumspolitik," in: *Heinrich Brüning. Reden und Aufsätze*……, S. 46. なお，以上の三点の要約の内容については，Helbich, W. J., *op. cit.*, S. 30 sq. に負うところが大きい。
(25) BA, R43I/1443～5 所収の閣議議事録を参照。
(26) とくに，5月19日，6月5日および13日の閣議議事録を参照。実際には，この計画は，車輌通行課税を直ちにおこなうことが困難であるという理由から，6月13日の閣議でその検討を中止している。BA, R 43 I/1443～4 所収。
(27) 大島「大恐慌初期におけるドイツの財政過程」，352～4頁参照。
(28) この観点をとくに強調したのは，ルターである。6月13日の議事録を参照。BA, R 43 I/1444 所収。
(29) この会社は，資金調達上の困難と，プロイセン政府との権限争いによって十分には機能しえず，本格的な

7月26日付大統領令によるものであった。財政の健全化を当面の課題とするブリューニング財政の構想は，このような外資による雇用創出政策をその一環に含むものであったことに，ここでは注目しておきたい。

〔Ⅲ〕 1930年秋より31年6月まで

〈1〉 第1次大統領令の形成

9月14日のライヒ議会の選挙において特徴的なのは，投票率が前回＝1928年の74％から82％へと上昇したことと，左右両翼の反ヴァイマル政党が著しい進出を示したことである。[30] ヒトラーの国民社会主義労働者党は，従来の12議席から107議席へと最も顕著な勢力の拡張を記録し，共産党も54から77へとその議席を増加させた。得票数についていえば，有効投票総数の3分の1弱がこの両党によって占められた。他の政党に関しては，ブリューニングの党である中央党は，カトリック信者の固定票を背景にして61議席から68議席へと増加を示したが，社会民主党は152議席から143議席へ，ドイツ人民党は45議席から30議席へ，ディートリッヒの所属するドイツ民主党の占めていた25議席はその後身であるドイツ国家党の20議席へと，いずれも減退を示している。このような結果にあっては，ブリューニング政権支持の安定した多数派を形成しえないことは，いうまでもない。ブリューニング政権が前回の26％の棄権票をみずからの陣営にひきよせうると期待したとすれば，[31] 今回の投票率の上昇は，その期待とは全く相反する結果をもたらしたのである。

この選挙の直後，ドイツの証券取引所では相場の約1割の低落を記録すると同時に，選挙の3日後からは，資金の急激で大規模な外国への流出が生じ，この動きは10月中旬まで持続した。ライヒ銀行がこの間に喪失した金準備は，パリへの金売却で3.9億マルク，アムステルダムへのそれで0.5億マルクに達し，外国為替保有額は，5.9億マルク減少し，従って，ドイツは，選挙後約1ケ月の間に，10.3億マルクの金および外国為替の損失を蒙ったことになる。この危機の進行が一段落した10月中旬における金保有額は21.8億マルク，外国為替保有額は約4億マルクであった。このような金および外国為替の喪失は，ナチスの大規模な勢力拡張に象徴される選挙の結果ドイツの政治状況への信頼が危殆に瀕したことを背景として，主としてフランス（さらに小規模ながらベルギーやオランダ）の資金の引揚げ，および，ドイツ資本の逃避によるものであった。[32]

活動にはいるのは1932年になってからであった。ライヒとプロイセン間の応酬については次の文書を参照。Preußischer Ministerpräsident an Reichskanzler 8.6. 1931, in: BA, P 134/1678; Reichskanzler an Preußischen Ministerpräsidenten 10. 11. 1931, in: BA, R 2/18616.

注(30) *Schulthess' Europäischer Geschichtskalender*, Bd. 71 (1930), S. 194 vom 14. 9. 1930.

(31) Born, Karl Erich, *Die deutsche Bankenkrise 1931. Finanzen und Politik*, München 1967, S. 54.

(32) *Chronik der Reichsbank im Jahre 1930*, bearbeitet v. Statistischer Abteilung der Reichsbank, Berlin Mai 1930, in: Deutsches Zentralarchiv (DZA), *Die Deutsche Reichsbank*, 16 o/1～2, S. 11～2, u. 16～8.

ライヒ財政収支の動向についていえば，7月26日の大統領令による諸措置にもかかわらず，早くもその公布後2ケ月の時点で，1930年度予算において巨額の赤字を見込まざるをえないことが明らかとなった。9月末における大蔵省当局の予測によれば，年末までに5.8億マルク，31年1～3月について2.45億マルクの収支赤字が，歳出の増加と歳入欠損の拡大とによって生ずるはずであった。予想されるこの赤字額のうち，約5.8億マルクは，大蔵省証券の発行，政府金融機関および保険基金等よりの借入によって調達されうるとしても，残額約2.5億マルクに関しては国内での調達の見込みはなく，外国金融機関からの短期資金融資に依存するほかはない，と考えられた。[33] 一方においてドイツからの資金の流出が続いている事態のなかで，ブリューニング政権は，この財政収支の危機化に対処しなければならなかったのである。

以上に要約したような諸般の状況に直面しながら，ブリューニング財政は，9月選挙以前とは異なった新しい局面を展開することとなる。

第一に，ブリューニング政権は，賠償協定について問題を提起する意図のあることを明らかにし，予算政策を賠償問題解決のための手段として構想し，操作するようになった。賠償問題を当面の政治課題として取上げることが迫られるようになったのは，9月選挙の結果によってであった。この選挙以前からヴェルサイユ体制反対，賠償負担の廃棄を主張していたナチスや共産党は，選挙戦での勝利をその主張が支持されたことの証左として，ヤング案廃棄の主張を新議会の内外で一層活発に展開した。この衝撃を受けて，社会民主党や中間派の諸政党も，その強度や内容はさまざまではあったけれども，賠償問題解決のための行動に出ることをライヒ政府に要求するにいたった。10月以後のこのことに関する経緯の詳細はここでは措くが，[34] 要するに，ライヒ政府は，議会に提起された諸提案を外交委員会に付託させることによってしばらくの時間的余裕を得たあと，12月初には後述の第1次大統領令によって再び財政健全化の措置を講じた。その後，1931年2月12日のライヒ議会本会議において，

「可及的すみやかに，ヤング案に参加した諸国との間で賃賦についての協議に入ること，および，その成功のために必要とされるすべての内政上の措置を採ること」

を政府に対して要請することが多数で承認され，閣僚もまたこれに賛成を投じて，ドイツ政府および議会の，賠償改訂要求の意図が明らかにされたのである。[35]

賠償改訂要求と予算政策との関連についてブリューニングが議会で公けに言及したのは，これに先立つ2月5日の本会議においてであった。恐慌が進行する過程での収入予測が著しく困難であることを指摘したうえで，彼は，予想を超える減収の発生に対応して直ちに支出を削減する権限の政府への授与を要請して，さらに次のように述べる。

注(33) 9月23日の政府部内の協議における大蔵次官シェッファー Hans Schäffer の説明。BA, R 43 I/2366 所収。

(34) Helbich, W. J., *op. cit.*, S. 17～26 を参照。

(35) *Ibid.*, S. 20.

「ライヒ政府が，節約と予算の極めて確固たる基礎設定の路線をさらに持続するであろうとの認識を，国の内外を問わず確立するうえで，この授権は保証を提供するものである。……この方途は，賠償問題の解決のための道を切拓くうえで，最も確実なものなのだ。」[36]

ここでは，来るべき賠償改訂交渉に備えて，ドイツ政府の主張をより説得力のあるものとするために，予算の均衡化が志向されているのを，明らかに読みとることができる。

それでは，30年9月からこの2月にいたるまでの間，ブリューニング財政は直面する事態にどのように対処しながら，上記の志向を明らかにするようになってきたのであろうか。

この時期において最も重要な事件は，先述の，あらたに発生した財政収支赤字補塡のための短期外資借入交渉であった。ブリューニング政権が選挙前の8月末から準備し，9月30日に公表した当面の「財政計画」の実質的な内容も，この点に尽きるといってよいであろう。[37]

約20日間の交渉の末，10月12日に妥結を見たこの借入協定によって，ライヒ政府は，アメリカの銀行リー・ヒギンソン Lee. Higginson & Co. を中心とする国際銀行シンジケートから，5億マルクを2年の期限で借入れることとなった。そして，ライヒ政府は，この借入の条件とされた債務償還手続の立法化をライヒ議会に要請し，議会もこれを受容れて，ライヒ財政の当面の危機は一応回避された。[38]

この成果にもまして重要なのは，その交渉の過程において，ライヒ政府がリー・ヒギンソンに対して，一層の財政健全化のための措置の採用を保証することによって，後者から信用の供与をようやくかちえたことである。具体的には，9月末頃にリー・ヒギンソンがライヒ政府に対してその財政状態，債務返済計画などについて質問をしたなかに，「ギルバートの要求はどの程度に実現されたか」という一項があり，これらにライヒ政府が答える形で，ブリューニングの承認のもとに次のような保証が与えられた。このギルバートとは，ドーズ賠償協定当時の駐独賠償監督官を指し，その要求とは，ライヒ政府によれば次の四点からなると理解されている。第一に，1927年におこなわれた公務員給与の引上げ分の全面的もしくは部分的再引下げ。第二に，失業保険赤字の増大がただちにライヒ予算の負担とならないようにすること。第三に，ライヒ・州および地方の全予算制度の明確化と単一化。第四に，州・地方財政の運営を節約的たらしめるためのライヒによる監督の強化，以上であった。この問への回答として，ライヒ政府は，7月の大統領令によって実施され，あるいはこの時点までに公表されてきた措置をあげるのみでなく，未公表の政策にも言及して，この諸要求を可能なかぎり全面的に充たす意向であることを明らかにしたのである。[39]

注(36) *Schulthess' Europäischer Geschichtskalender*, Bd. 72 (1931), S. 27～36 vom 5～7. 2. 1931.

(37) Lüke, Rolf E., *Von der Stabilisierung zur Krise*, hrsg. v. Basle Centre for Economic and Financial Research, Series B, Nr. 3, Zürich 1958, S. 264.

(38) *Der deutsche Volkswirt*, 5. Jg., Nr. 3 (17. 10. 1930), S. 89.

(39) この借款協定に信用供与者として署名した外国銀行は，リー・ヒギンソンの他，Mendelssohn & Co. Amsterdam, N. V. Nederlandsche Handel Maatschappij, Amsterdam であるが，本文で述べた「ギルバートの要

もともと，この借入交渉は，ドイツからの金および外国為替の激しい流出が続くなかでおこなわれたものであって，その成行に関しては見通しがたいものがあったことは明らかである。そのなかで，ライヒ財政の存立をこの信用調達によって確保しようとすれば，ギルバートによって代弁された国際銀行資本の要求を受容れて財政政策の路線を設定する以外にないという判断が，この交渉におけるブリューニング政権の行動を支えていた，ということができるであろう。さらに，ブリューニング政権のこの時期の財政政策上の構想からすれば，この路線は，先に見たように，賠償問題の解決のための最も確実なものに他ならなかった。

このような脈絡のもとで成立したのが，12月1日付の「経済および財政の保全のための（第一次）大統領令」であった。それは，公務員給与の削減，タバコ税の増徴，所得税付加税，歳出予算の最高限度の設定等，1931年度予算に関する主要な措置を大統領令によってあらかじめ確定するためのものであった。[40] その閣議での審議における次のブリューニングの発言は，以上の脈絡を示すものとして象徴的である。バイエルン人民党所属の郵政相シェッツェル Georg Schätzel が，税制統一の措置をこの大統領令に含めることにバイエルンの利害からして反対の意を表明したのに対して，ブリューニングは次のように述べている。

「ドイツの税制の領域における現行の諸関係は根本から改革されねばならないという意見が，今や世界中の世論として，賠償監督官パーカー・ギルバートの報告を根拠に形成されつつある。そうである以上，この法律（税制統一措置）をライヒ政府は断念することはできないと思う。……ギルバートの諸要求を世界の注目するなかで考慮に入れないならば，最も問題となっている外国に対して，経済・財政プラン（9月末の〈財政計画〉を指す）の信用政策上の目標を達成することはできないであろう。」[41]

この時期およびそれ以後のブリューニング財政の基本的な路線は，以上の経過から明らかなように，政治状況の極度の流動化，主として短期資金の流出による信用の危機化，財政収支の危機化，課題としての賠償問題解決の提起という諸契機の相互の関連のなかで形成されてゆくのであり，「ギルバートの要求」を単に国際銀行資本の要求としてのみでなく，「世界の世論」[42]として受容するブリューニング政権にとって財政の健全化，換言すれば，ドイツのすべての行政レベルにおける経

求」に対するライヒ政府の回答は，リー・ヒギンソンに対してのみ極秘で伝えられた。以上に関しては，1930年10月2日付のピュンダーのメモ，および，これに付属する「質問書」と「回答」による。BA, R 43 I/2366 所収。なお，10月初以後のシャハトのアメリカでの賠償問題に関する発言が，この借入交渉に影響を与えたことは事実であるが，この点については，ここでは立入らない。詳しくは次記を参照。Benett, Edward W., *Germany and the Diplomacy of Financial Crisis, 1931*, Cambridge 1962, p. 17 sq.; Schacht, Hjalmar, *76 Jahre meines Lebens*, Bad Wörishofen 1953, S. 342 sq..

注(40) *Reichsgesetzblatt*, 1930, Teil I, Nr. 47.

(41) 1930年11月30日の閣議議事録。BA, R 43 I/1447 所収。

(42) 主要諸国の首都からの報告・報道もこのブリューニングの政策を支持するものであった，といわれる。Helbich, W. J., *op. cit.*, S. 37.

常財源での収入確保とそれによる支出の充当および債務償還計画の厳格な履行は，撰択可能な唯一の途と考えられたのであった。従って，夏まではなお一つの役割を与えられていた雇用創出政策は，ここでは，財政政策の構想の中心から脱落して[43]，財政上の手段は財政の健全化という一つの課題に集中されてゆくこととなる。

それでは，1931年春以後，ブリューニング政権の財政政策は，まず，どのような内容をもって，また，局面の展開と共にどのような判断と行動によって進められたのであろうか，項をあらためて考察してみよう。

〈2〉 第2次大統領令の形成

最初に，1931年中における大統領令による財政政策の内容を，便宜上一括して概観しておくこととしよう。1930年11月に国会に上程された1931年度予算は，第1次大統領令による主要な政策の確定（先述）を経た後，1931年3月末に議会の通常の議決によって成立した。この時点で，予算上の収支の見込みが恐慌の作用によって齟齬を生ぜざるをえないことがすでに明らかであったが，予算を年度開始以前に成立させようという要請が優先して，新たな事態発生に際しての収支均衡化措置の採用をライヒ政府にゆだねて，予算は提案のまま採択された。その後，5月末までに明らかとなった収入欠損5億マルク，支出超過4.6億マルク，合計9.6億マルク（州および市町村財政のそれを合算すれば約20億マルク）を処理するために，6月5日に公布された第2次大統領令は，3億マルクの支出予算の削減（内2億マルク弱を給与引下げ等人件費の削減による）と，6.5億マルクの増収確保（賃金税・申告所得税納税者に追加課徴する恐慌税の導入，砂糖税・関税の増税等）を規定した。この第2次大統領令において重要なのは，さらに，これによって失業保険財政の赤字は，ライヒ予算の補助によらず，保険財政自体において処理されるべきものとされたこと，州および市町村財政に対しても，公務員給与のライヒと同程度の切下げが規定されたことである。ここには，先の「世界の世論」への対応の努力を見出すことができるであろう。

6月には金および外国為替の激しい流出が起り，7月には信用恐慌が発生して，恐慌の作用は一層深刻なものとなるが，この間，緊急に解決を要する問題として明らかになってきたのが，失業者の増加に起因する地方財政の諸種の救済支出の増大，その結果として地方財政収支の危機化であった。10月6日付の第3次大統領令は，これに対処するために，ライヒ財政よりの補助金の増額，地方財政における年金および定員外公務員給与の削減等を規定した。

12月の第4次大統領令は，財政収支との関係でいえば，12月初までに発生した収支赤字額4.5億マルクを，取引税率の0.85%から2%への引上げ，10%を超える割合での公務員給与の切下げ，所得税の納期の繰上げ等によって調達しようとするものであった。同時に，この大統領令は，経済

注(43) Luther, H., *op. cit.*, S. 150.

政策上の措置として，賃金・価格・利子等の10%切下げを規定して，経済の恢復への手がかりを築こうとしたのである。

1931年度当初予算とその後の第2～4次大統領令による財政措置とにつき簡単な要約をしておこう。当初予算規模は収支共に93億マルク，これに対し，税収欠損は13億マルク，支出超過は約9億マルク，従って22億マルクの収支赤字が発生した。これに対応するのが，増税約7億マルク，フーバー・モラトリウムによる賠償負担の軽減7.3億マルク，公務員給与の削減1.5億マルク等であった[44]。

これら一連の政策の推移のなかでとりわけ重要な局面は，第2次および第4次大統領令の作成と決定の過程である。そこで，次に，この二つの局面でのブリューニング政権の判断や撰択について，一層立入って考察することとしよう。

まず，第2次大統領令が形成されてゆくのは，次のような経過によってであった。賠償協定に関する問題提起の手がかりを得ようとするブリューニング政権の模索は，政府部内においては，1930年の末頃よりすでに開始されていた[45]。これが財政政策の形成と結びつけられるようになるのは，先に見たように，1931年度予算案との関連でいえば2月初のことであり，さらに，3月初になると，来るべき賠償交渉と時間的に一致するように大統領令を準備し，これにより予算施行後に必要となる財政措置をとろうとする意図が明らかになる[46]。3月14日，イギリス政府によるブリューニングおよび外相クルティウス Julius Curtius の招待が確実となって以後は，この外交交渉のために「必要な論拠[47]」を提供するという明確な意図をもって，第2次大統領令の準備が続けられた。そして，6月5日，大統領令が公布されると同時に，8日まで，イギリスのチェッカーズにおいて，両国政府の首相および外相による賠償問題の討議がおこなわれたのである。

ここでは，賠償問題と財政政策とが文字どおり同時操作されているのであって[48]，同様のことは，後に見るように，第4次大統領令についても指摘することができる。

内容的にいうならば，財政健全化の措置が賠償交渉の武器たりうると判断されたのは，ブリューニング政権が事態の関連を次のように把握していたからに他ならない。賠償債権国に対して賠償問題の解決，その負担の除去を，賠償債務国たるドイツが要求し実現しうるのは，ドイツが債務を忠実に履行する意志のあることをその政策運営をつうじて明らかにしつつ，しかも，その意志に反して，債務の履行が事実上不可能であることが立証されることによってである[49]。従って，債権国側か

注(44) 以上に関しては次のものによる。Finanzieller Überblick über den Haushalt 1932.

(45) Benett, E. W., *op. cit.*, p. 20 sq..

(46) 「ライヒの国庫収支状況」を議題とする，3月6日開催の首相・蔵相・中銀総裁らの会議の記録。BA, R 43 I/2368 所収。

(47) 5月15日開催の，首相その他関係閣僚による協議に関するピュンダーの報告。BA, R 43 I/2369 所収。

(48) Helbich, W. J., *op. cit.*, S. 38.

(49) 1931年10月16日のライヒ議会本会議におけるブリューニングの演説を参照。*Schulthess' Europäischer Geschichtskalender*, Bd. 72 (1931), S. 241 sq. vom 16. 10. 1931.

ら債務履行のサボタージュとみなされるたぐいの政策，具体的には，ヤング案の規定する賠償債務の商業債券化を困難にするような政府の大規模な借入の続行，あるいは，ヤング案が指示する通貨の金価値の維持を困難にするようなインフレ政策は採用しえない。あえてこれを採用すれば，信用の崩壊を招いて外国短期資金の急激な流出が生ずるであろうし，債権国による財政管理を受けざるをえなくなるからである。[50] この意味において，先の「ギルバートの要求」あるいは「世界の世論」への対応策としての財政健全化のみが，賠償問題解決に役立ちうる唯一の方途として撰択されたのである。

ここで明らかなように，賠償問題の解決という課題に従って財政上の措置を特定化するにあたって，重要な制約として作用したのは，賠償協定の諸規定であった。しかし，第2次大統領令公布の直後に，ブリューニングが，「賠償が除去されたとしても，それによってこの大統領令が不必要となるのではない」[51] と述べていることから明らかなように，大統領令による財政健全化の政策を賠償協定上の諸制約にのみ帰して説明することはできないのであって，財政・経済政策に関するこの時期に支配的な認識，あるいは，恐慌対策に関する認識もまた，政策の特定化にあたって重要な役割を演じた，といわねばならないであろう。この認識とは，いわゆる伝統的自由主義の財政論や経済政策論のそれに他ならない。恐慌は一つの清算の過程と考えられ，国家の恐慌対策も，従って，狭い範囲に限定される。ザンマンの要約[52]をかりるならば，ブリューニング政権の場合，デフレ政策の効果として，価格水準の引下げ，これによる生産費の節約という価格＝コスト効果のみが考えられて，所得水準の切下げをつうじて景気循環に作用する所得＝循環効果があることは認識されえず，また，財政収支政策についても，その景気対抗的な役割の認識を欠くものであった，ということができよう。ブリューニング政権による財政政策の運営が，このような財政・経済政策上の認識のこの当時に一般的な内容に制約されていたことについては，もはや多言を必要としない。

このような観点からすれば，ヘルビッヒのように，ブリューニングが，みずからの政策の恐慌深化促進作用を知悉していた，と主張すること[53]は，困難であると考えられる。自覚されていたのは，増税や給与削減による諸階層の負担の増大，これによる家計や企業活動への抑圧の増大という作用であって，これらの諸政策が有効需要水準の切下げをつうじて景気の下降を加速するという認識ではなかった，というべきであろう。[54] ブリューニングが，政府部内での第2次大統領令準備のための協議において，「収縮の過程を一定限度を超えて押し進めることはできないし，それ以上におよぶ

注(50) Luther, H., *op. cit.*, S. 144 sq..

(51) 6月14日の，中央党国会議員団会議での発言。*Die Protokolle der Reichstagsfraktion und des Fraktionsvorstands der deutschen Zentrumspartei 1926～1933*, bearbeitet v. Rudolf Morsey, Mainz 1969, S. 533.

(52) Sanmann, Horst, „Daten und Alternativen der deutschen Wirtschafts-und Finanzpolitik in der Ära Brüning". in: *Hamburger Jahrbuch für Wirtschafts- und Gesellschaftspolitik*, 10. Jahr, Tübingen 1965, S. 113 sq..

(53) Helbich, W. J., *op. cit.*, S. 37 sq..

(54) Sanmann, H., *op. cit.*, S. 120.

措置は不合理である」[55] と述べる場合，それは，財政措置の上述の意味での抑圧作用にともなう内政面での反作用への顧慮と，経済の収縮や拡張は自己調節的に進行するであろうという認識にもとづくものであった，と理解すべきであろう。そして，この大統領令がドイツ経済を一層の麻痺状態に導くであろうといった見通しの表明（中央党機関誌）[56] や，国民に課しうる窮乏の限度はすでに達成されたという言明（6月5日の政府声明）[57] は，この抑圧作用の認識であると同時に，あるいはそれ以上に，この大統領令を賠償交渉上の論拠にしようという意図から出た操作された言明であった。さらに付加えておけば，実は，この言明が契機となって信用の動揺が生じ，金および外国為替の急激な流出が始まって，これが，ひいては，7月の信用恐慌の一因ともなったのである。[58]

〔Ⅳ〕 1931年7月以後

〈1〉 第4次大統領令の形成

ブリューニング政権のもとでの最後の大統領令，すなわち，第4次大統領令は，信用恐慌後の，恐慌の作用の一層の激化，イギリスの金本位制離脱といった激しい変動のなかで，その方向を規定され，内容を与えられた。さしあたり，その作成の経過を要約して跡づけておこう。

第2次大統領令を準備しつつあった段階，つまり，この年の6月以前の時期でのブリューニング政権の判断によれば，これほど大規模な大統領令を年内に再度公布することは，「人知をもってはかりうるかぎり」不可能であると考えられていた。[59] それにもかかわらず，その内容において最も包括的とされる第4次大統領令が12月に公布されるにいたったのは，賠償政策上の考慮と同時に，6月以後の事態の予測を超えた急激な展開に負うものであった。6月初以来の金および外国為替の大規模な流出，7月14・15両日の全面的な銀行の支払停止をもともなった信用恐慌の発生という事態に直面して，7月末より，局面打開のための経済政策に関する検討が政権の内部およびその周辺で始められた。しかし，こうした作業が第4次大統領令の原型を形成するようになるのは，為替管理制度および短期資金据置協定を確定し終り（9月19日），また，9月20日のイギリスの金本位制離脱を経験して，その一応の評価をなしえた10月初のことであった。[60] その直後に起った内閣

注(55) 5月20日の関係閣僚らによる協議の記録。BA, R 43 I/2369 所収。

(56) *Heimatdienst-Richtlinie*, Nr. 215/216. ただし，Helbich, W. J., *op. cit.*, S. 38 での引用による。

(57) „Aufruf der Reichsregierung vom 5. 6. 1931 zur Notverordnung." in: *Dokumente der deutschen Politik und Geschichte von 1848 bis zur Gegenwart*. hrsg. v. Johannes Hohlfeld, Bd. III, S 385. なお，この声明発表の意味に関しては，Luther, H., *op. cit.*, S. 163 sq..

(58) Born, K. E., *op. cit.*, S. 68 sq.; Helbich, W. J., *op. cit.*, S. 64.

(59) 5月15日の協議の記録 R 43 I/2360 所収。

(60) 1931年12月15日の中央党国会議員団会議におけるブリューニングの言明による。*Die Protokolle der Reichstagsfraktion der deutschen Zentrumspartei*, S. 555. 事実，第4次大統領令の第1次草案と思われるものが，10月3日に，ルターの検討を求めてライヒ経済省から送付されている。BA, *Nachlaß Hans Luther*, Nr. 337 所収。

改造によってその決定は繰延べられて[61]，当面必要な地方財政の窮状打開のための措置のみを第3次大統領令として公布したうえで，第2次ブリューニング政権は，大統領の召集による経済顧問会議を10月下旬より開催して，第4次大統領令が経済界の指導者の参画のもとに形成されるという組織的外観をととのえる一方[62]，11月19日には，国際決済銀行に対して賠償問題に関する特別諮問委員会の開催を要請したのである。このような準備を経たうえで，第4次大統領令は，上記の諮問委員会がバーゼルで開催されるその日，12月8日に公布されることになった。

この経過から見てただちに明らかなことは，この大統領令の公布においてもまた，賠償問題解決のための拠点を築こうとする意図が支配していたことである[63]。イギリス政府との協議に第2次大統領令の公布を時間的に一致させたことが，ドイツ側の主張を説得力あるものにしたと判断され，その結果として8月には，ウィギン Wiggin 委員会（8月20～23日）の報告がドイツに有利な内容をもって公表されたという事実に立脚して，ブリューニング政権は，第4次大統領令を，バーゼルの特別諮問委員会の開会にあわせて公布したのであった。

しかし，こうした賠償交渉との関連のみをもってしては尽しえぬものが，この大統領令の形成の過程に，また，その内容にあったことも明らかであろう。以下においては，このことを，ブリューニング政権がこの時期に生起する諸般の事態に直面して，どのような判断と撰択をおこないつつ，この大統領令を形成していったかに焦点をあわせて考察する。

ここでのブリューニング政権の財政政策をその結果から見るかぎり，この時期の財政運営は，それまでの時期のそれと首尾一貫しており，政策の転換は未だその時期ではなかったことが明らかである。あるいは，一層正確には，ブリューニング政権の政策がデフレーションと特徴づけられるとすれば，「デフレーションとは，われわれの意志に何らか依存するものではなく，全くのところ，国際的諸関係に強制された諸結果なのだ[64]」とルターが語る意味において，ブリューニング政権の政策は一貫していた，というべきかもしれない。しかし，その過程について見るならば，直面した事態が従来の経験を超えた新たなものであるだけに，これへの対応を試みて様々な撰択肢がブリューニング政権のまえに提供され，政権はその取捨撰択の決定を問われていた。

その一つとして，資本家集団の一部から提起された政策転換の要求がある。それは，経済専門家としての資本家団体の指導者と閣僚とによる協議においてなされたものであるが[65]，シュミッツ

注(61) この経過に関しては次のものを参照。Brüning, H., „Wie Hitler die Macht eroberte". in: *Heinrich Brüning. Reden und Aufsätze……*, S. 236 sq..

(62) この会議 Wirtschaftsbeirat は，10月29日開会，11月23日まで続けられた。25名のメンバーは，工業を中心に，農業，商業，労働組合等の指導者によって構成されている。この会議は，大統領令の原案を審議するのではなく，政府側の概括的な方針説明と，各メンバーの利害関係に立脚した主張の開陳を主とするものであった。BA, R 43 I/1165～6 所収の記録を参照。

(63) Helbich, W. J., *op. cit.*, S. 41.

(64) 1931年8月22日の経済専門委員会での発言。BA, R 43 I/1451 所収。

(65) 7月31日と8月3日，閣僚のほか，本文中にかかげた者およびヒルファディングなど数名のいわゆる経済

Hermann Schmitz (I. G. Farben) の，「計画経済，すなわち，広汎な権限をあたえられた監督官をもった経済センター」の樹立といった提案は別としても，ヴァルムボルト Hermann Warmbold (I. G. Farben) の信用拡張の提案は，シュミッツやシルファベルク Paul Silverberg（ハルベン鉱業）らの支持するところであった。その主張は，経済の恢復のためには，従来，ドイツの投資資金の源泉であった外国短資の利用を今後望みえぬ以上，そのかわりに，商品担保の短期国内信用を拡張する必要がある，というものであった。シルファベルクの言葉では，それは「過渡的なインフレーション」の提案であった。同じ席上での資本家側からの他の提案は，フェクラー Albert Vögler（合同製鋼）による賃金切下げ，正確には，賃銀等に関する協定の拘束の廃棄の要求であった。

この両者に対するブリューニングの見解は，必ずしも明確ではない。8月中の別の機会に，「近い将来において外交政策上の理由から，デフレーションを避けることは著しく困難である」と述べ[66]，後に，通貨に関するあらゆる実験を拒否すると語っているのが[67]，ブリューニングの前者への態度であった，と思われる。後者，すなわち，賃金の拘束の解体についても，「雇用者が望むような一層の賃金切下げ」は，他の面での政策をともなうものでないかぎり不可能である，と反論していることが注目される。そして，この反論の背後には，20年代の資本による合理化運動が今日の失業問題発生の根本的な原因であるという把握と，7月の信用恐慌における銀行救済に関する資本家集団の行動への批判があった[68]。いずれにせよ，賃金の切下げをそれのみでおこなうことへの彼の否定的な見解は，第4次大統領令における協定賃金と独占価格の同時的解体という構想につながるものであった，といってもよいであろう。

さらに，この時期になされた信用拡張政策の提案として周知のものは，ラウテンバッハ Wilhelm Lautenbach のそれである[69]。この提案は，彼の所属する経済省において次官にまでは提出されたけれども，ブリューニング政権の内部で検討されるにはいたらなかった。しかし，それは，ルター，ゼーミッシュ Friedrich Ernst Moritz Sämisch，ザリーン Edgar Salin らを中心とするリスト協会 Friedrich List-Gesellschaft e. V. の研究会（9月16～7日）において討論の素材とされたのである。詳論は措くとして，要点のみあげれば，「投資および信用拡張による景気振興の可能性」と題するこの提案は，次の内容からなるものであった。1. 賃金の協定による拘束の除去，その水準につい

専門家と，プロイセン政府の代表を加えた協議がおこなわれた。BA, R 43 I/2372, 1451 所収。なお，3日の会議の議事録の付録文書に議事日程があり，ここに「私的国家的全経済におけるあるべき点までへのデフレーションの有機的形成」と記されている。BA, R 43 I/1451 所収。栗原優（「ブリューニングの経済政策」，『歴史学研究』294号所収）は，これをもって第4次大統領令を指すとしているけれども，これは断定にすぎるように思われる。

注(66) 8月22日の経済専門委員会での発言。BA, R 43 I/1451 所収。

(67) Brüning, H., „Keine Reparationen mehr," in: *Heinrich Brüning Reden und Aufsätze……*, S. 83.

(68) 7月31日の協議における発言。BA, R 43 I/2372 所収。

(69) その概要は次のものに収録されている。Lautenbach, Wilhelm, *Zins, Kredit und Produktion*, hrsg. v. Wolfgang Stützel, Tübingen 1952, S. 137 sq..

て20%の可動性の承認。2. 拘束価格，ことに，鉄鋼価格の25%切下げによる生産費の節約。3. 鉄道，道路建設等の公共発注の増加。半年間に15億マルクの規模で50万人の雇用機会を創出しうる公共事業の実施。4. 資金の調達は，中央銀行再割引保証による手形金融による，以上であった。討論の焦点が3および4にあったことはいうまでもないが，研究会への参加者26名のうちでこの提案を支持したのは，ごく少数でしかなかった，と伝えられる。(70)

当時おこなわれた信用拡張提案の中で，ラウテンバッハの提案は十分に現実的な諸条件の考慮にもとづいたものであった(71)とされながら，なお，多くの支持が与えられなかったのは，「ドイツにおけるケインズ」(72)といわれる彼の提案を受容しうる基盤が当時の財政・経済政策上の認識のうちになかったことによるであろう。事実，為替管理制度と短期資金据置協定が確定したあとの段階においては，国内政策において景気拡張的な効果を持つ措置がとられたとしても，資金の国外への流出による通貨の危機を誘発することにはならなかったであろう。従って，ザンマンが指摘するように(73)，賠償債権国の了解のもとにとりうる他の撰択肢が，ブリューニング政権に開かれていたといってよいであろう。この撰択肢の発見と採用は，ブリューニング政権のみならず，当時の一般の認識を超えるものであったのである。

ブリューニング政権が実際にとったのは，第4次大統領令の諸政策，繰返していえば，財政収支均衡化のための措置と，賃金・価格・利子等の10%切下げの措置であった。これ以前の大統領令とそれが異なるのは，ブリューニングが賠償交渉のために用いらるべき最後の手段として留保してきた取引税の増徴(74)がここで実現されたことと，諸価格の切下げ措置がその主要な柱の一つとされたこととである。そして，これらの措置がとられたのは，ドイツの直面する状況の変化，すなわち，イギリスの金本位制離脱後における世界市場の新局面展開への対応を意図したからであった。

イギリスの金本位制離脱に続いて，9月22日にはデンマークが，27日にはスウェーデンとノルウェーが，そして，年末までには合計17ケ国が金本位制から離脱してゆくなかで，ドイツは，従来の通貨価値を維持する道をえらぶのであるが，ブリューニングがその理由としてあげているのは，次の二点である。第一には，約260億マルクに達するドイツの短期対外債務は，その大半が外貨建てであるために，通貨価値の切下げによって得るところはほとんどない。第二に，ドイツは過去においてインフレの経験を持っており，ここでふたたび国民にインフレを押しつけることはできない，以上であった(75)。なお，これ以外に，対外政策上の考慮，ことに，独・墺関税同盟案発表以来緊張し

注(70) この研究会の内容については，次のものを参照。Brügelmann, Hermann, *Politische Ökonomie in kritischen Jahren. Die Friedrich List-Gesellschaft e. V. von 1925～1935*, Tübingen 1956, S. 132 sq.; Luther, H., *op. cit.*, S. 246 sq..

(71) Brügelmann, H., *op. cit.*, S. 134.

(72) Lautenbach, W., *op. cit.*, S. IX 所収のレプケの表現。

(73) Sanmann H., *op. cit.*, S. 133 sq..

(74) 5月20日の協議の記録による。BA, R 43 I/2369 所収。

(75) 10月2日の閣議議事録による。BA, R 43 I/1453 所収。

ていたフランスとの関係への考慮も働いていた，といわねばならない。マルクの金からの解放が賠償協定の規定によって不可能である以上，フランス（恐らくこの時点ではアメリカも共に）の反対は，ドイツの撰択にとって決定的であったからである。(76)

諸価格の切下げ措置は，このようなドイツの撰択の結果採用されたものであった。ブリューニング政権の価格政策としては，すでに1931年1月，「登録商品に関する価格拘束の廃止」命令が出されたが，資本家団体の反撃にあって，これは不徹底で実効をあげえぬままに終った(77)。いまここに提起される措置は，実質的内容において，この「拘束された価格」の解体を意図するものであった。この場合，賃金の切下げは，企業の生産費の切下げを可能にするものとして，多年に亘る資本家集団の要求の実現がみられるのであるが，他面では，独占価格もまたその解体措置の対象とされたのであった(78)。この価格切下げ措置が世界市場におけるドイツ資本の競争力を維持しようとするものであったことは，すでに明らかである。それと同時に，「拘束価格」の下落率が「自由価格」のそれを著しく下廻っているという事態に着目して，賃金と同時に独占価格をも解体し切下げて，これによって結局は生計費負担の軽減，購買力の実質的上昇を指向しようとしたのが，この第4次大統領令であった，ということができるであろう(79)。

すでに見たように，ブリューニングの財政論の前提には，利益政治化した財政運営への批判があった。そして，これにもとづいて展開されたのが，個別の階層あるいは集団は，みずからに課せられた犠牲を国家的利益の故に甘受すべきである，という要請であった。しかし，1931年秋，ブリューニング自身が認めるように，大資本にくらべて中小資本がその生産や信用の条件において著しく劣悪な立場にあり，また，恐慌の諸作用は中産階級，ことに小売商，手工業者や農民に格別の窮状をもたらしつつあった。

「もしも一層早い時期に治療の手続がとられ，公共経済のみではなく私経済においてもまた，外科医のメスが一層時宜に適して且徹底的に加えられていたとするならば，多くの社会的且職能間の緊張はいまほどの激しさとはならなかったであろうし，政治的急進主義もこれほどに高揚することはなかったであろう(80)。」

ブリューニング政権によってライヒ財政から着手された「健全化」は，事態の進行との関連において，いま漸く私経済にまで及んだ。ブリューニングは，恐慌の負担と国家による援助との諸階層・諸領域への均等な配分を要請して，いまここに，「拘束価格」切下げの措置によって，それが労働組

注(76) Lüke, R. E., *op. cit.*, S. 334 sq.; Luther, H., *op. cit.*, S. 154 sq.; Hermens, Ferdinand A., „Das Kabinett Brüning und die Depression," in: *Staat, Wirtschaft und Politik in der Weimarer Republik*, S. 300 sq. を参照。

(77) Born, K. E., „Die Weltwirtschaftskrise als Zeitgeschichtlicher Hintergrund der Einführung der gesetzlichen Pflichtprüfung," in: *75 Jahre Deutsche Treuhand-Gesellschaft 1890～1965*, hrsg. v. Muthesius, S. 85 sq..

(78) 加藤栄一「ヴァイマル期ドイツ資本主義の構造と運動」（二），『社会科学研究』（東大社研紀要）第16巻4・5合併号（1965年3月）108頁以下。

(79) Hermens, F. A., *op. cit.*, S. 293～4.

(80) Brüning, H., „Keine Reparationen mehr," in: *Heinrich Brüning. Reden und Aufsätze……*, S. 77.

合が依存する協定賃金であると，資本家集団が依拠する独占価格であるとを問わず，ヴァイマル体制下で構築されてきた既得権益解体のメスをふるおうとした。[81] ここに，ブリューニング財政の第4次大統領令における到達点を見出すことができる。

〈2〉 小　括

ドイツ工業全国連盟は，1932年1月1日付の文書において，ブリューニング政権の政策に対して次のような態度を表明した。

「昨年一年間においてとられた種々の措置は，ただに時期おくれであった，というのみではない。経済上の理性という観点にさからい，個人主義的経済秩序の基本原則と諸要請への攻撃を意味する諸形態において，それらは実行されたのである。[82]」

資本家集団としては，西部重工業資本からなる通称ラングナムフェラインが，1930年11月の大会において，ブリューニング政権のリーダーシップへの明確な批判を表明していたのであって，1931年をつうじてブリューニング政権となお協力関係にあった全国連盟もまた，ここに同政権への批判を明らかとするにいたった。それは，資本家集団の大勢が，ブリューニング政権のリーダーシップからの離反を決定的なものとしたことを意味する。[83]

政権からの離反を明らかにしたのは，資本家集団のみではなかった。前記の経済顧問会議の途中で，農業関係者が参加を拒否するにいたったことから見られるように，農業団体の政権への批判はすでに明白となっていたし，労働組合もまた，この大統領令への厳しい批判を展開していた。

これらの諸圧力集団の恐慌期における動向を論ずることは措き，ここで注目したいのは，ブリューニング政権の大統領令による恐慌対策が第4次大統領令の公布にいたる過程において，これら諸集団を統合する能力を持ちえなくなったということである。もともと，議会に多数派与党を持たないブリューニング政権において，政策形成は，行政官僚機構の役割と，圧力集団との交渉・その同意の調達とに依存せざるをえなかったし，[84] 後者において，ブリューニング政権は，すでに多くの困難に逢着してきたのであった。[85] しかし，いまここに明らかとなるのは，単にその政策が妥協の産物に終るというのではなしに，同意の調達の前提たるべき政権のリーダーシップへの拒否であった，といえよう。そして，この拒否が決定的となったのは，ブリューニング政権の政策が，ヴァイマル期

注(81) *Ibid.*, S. 73 sq..

(82) *Schulthess' Europäischer Geschichtskalender*, Bd. 73 (1932), S. 3 vom 1. 1. 1932.

(83) Treue, Wilhelm, „Der deutsche Unternehmer in der Weltwirtschaftskrise 1928 bis 1933," in: *Die Staats-und Wirtschaftskrise des Deutschen Reichs 1929/33*, hrsg. v. Werner Conze u. Hans Raupach, Stuttgart 1967, S. 82 sq. 特に S. 108.

(84) Bracher, Karl Dietrich, *Die Auflösung der Weimarer Republik*, 3. Aufl., Villingen/Schwarzwald 1960, S. 383.

(85) それはブリューニング自身の認めるところであった(1931年6月14日)。*Die Protolle der Reichstagsfraktion der deutschen Zentrumspartei*, S. 531.

に形成された資本と労働の「既得権益」に触れるものとなったからであった。

1932年5月のブリューニング政権の失脚は，賠償政策との関連でいえば，たしかに「目標の100メートル手前」での失脚であったといえよう。しかし，財政・経済政策との関連でいえば，ブリューニング政権は，第4次大統領令公布のこの時点でそのリーダーシップを喪失していた，といわねばならない。大衆のレベルでいえば，1930年9月の選挙においてそのブリューニング政権からの離反が明らかとなっていたし，いまここでは，既得権益に依拠した指導的な社会集団について，同じことが決定的となったのである。そして，従来支配的であった財政経済上の認識をもっては事態の関連を見通しえず，また，処理しえぬにもかかわらず，新たな認識は，たとえば，恐慌の経済過程について，そこでの国家の役割について明確な内容をもっては成立しておらず，しかも，第一次大戦終了以来の国際的な政治・経済上の諸条件にその政策運営が規制されるという状況が，ブリューニング政権の財政政策におけるリーダーシップの弱体化と解体を促すものであったことは，以上の考察から明らかであろう。